

8. 貸金業者の行政処分件数の推移

(単位:件)

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
財務局登録 貸金業者	処分事由	業務改善 (法第24条6の3)	-	-	-	-	0	7	1
		業務停止 (旧規制法第36条、法第24条の6の4)	11	5	5	14	1	3	1
		登録取消し (旧規制法第37条、法第24条の6の4、法第24条の6の5)	1	3	0	2	1	2	0
		所在不明者の登録取消し (旧規制法第38条、法第24条の6の6)	1	0	0	0	0	0	0
	処分件数計	13	8	5	16	2	12	2	
都道府県登録 貸金業者	処分事由	業務改善 (法第24条の6の3)	-	-	-	-	0	19	18
		業務停止 (旧規制法第36条、法第24条の6の4、法第24条の6の5)	34	449	604	169	81	83	45
		登録取消し (旧規制法第37条、法第24条の6の5)	187	504	514	322	280	194	131
		所在不明者の登録取消し (旧規制法第38条、法第24条の6の6)	322	651	473	154	144	151	47
	処分件数計	543	1,604	1,591	645	505	447	241	
計	処分事由	業務改善 (法第24条の6の3)	-	-	-	-	0	26	19
		業務停止 (旧規制法第36条、法第24条の6の4、法第24条の6の5)	45	454	609	183	82	86	46
		登録取消し (旧規制法第37条、法第24条の6の5)	188	507	514	324	281	196	131
		所在不明者の登録取消し (旧規制法第38条、法第24条の6の6)	323	651	473	154	144	151	47
	処分件数計	556	1,612	1,596	661	507	459	243	

(注1) 財務局・都道府県からの提出資料に基づき作成。

(注2) 表中の「旧規制法」とは、貸金業の規制等に関する法律のことであり、「法」とは貸金業法のことである。